

はじめに

現存する五つの『風土記』の中で『常陸国風土記』『播磨国風土記』『出雲国風土記』は、巻首ないしは巻末に国司から中央官庁への報告公文書の様式「解」が表記されている。『常陸国風土記』では、総記の冒頭に、「常陸国の司、解す。古老の相伝ふる旧聞を申すこと。」とあり、報告文であることを示している。

『常陸国風土記』の特徴は、総記で国の成り立ちを述べている。「国郡の旧事を問ふに、古老こたえて曰へらく、古は、相模の国足柄の岳坂より東の諸の県、惣べて我姫の国と称ひき。是の当時、常陸と言わず。唯、新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂の国と称ひ、各、造・別を遣はして檢採めしめき。」と、常陸国成立前の状況と、「難波の長柄の豊崎の大宮に臨軒しめしし天皇の世(孝徳)に至りて、高向臣・中臣幡織田連等を遣して、坂より東の国を惣べ領らしむ。時に、我姫の道を、分ちて八つの国と為し、常陸の国は、その一つに居れり。」と大化の改新以後の常陸国の成立過程が記述されている。

我姫の国時代は、地域色の強い土器が、遠距離を運ばれて大量に交わることから始まっている。奈良県纏向遺跡では、二世紀後半から三世紀前半の、弥生時代から古墳時代への転換期に、地域色豊かな土器が周辺から集まっている。このことにより、ヤマト王権の始まりとされている。茨城県では、弥生時代後期から古墳時代初期には、南関東系の土器群が広く分布し、四世紀になって初めて、纏向遺跡に見られる東海系や北陸系の土器群が、県内に分布し定着している。

これらの動きは、『日本書紀』崇神天皇(御間城入彦五十瓊殖天皇)の条に「十年九月九日、大彦命を北陸に、武淳川別を東海に、吉備津彦を西海に、丹波道主命を丹波に遣わされた。詔して「もしも教えに従わないものがあれば兵をもつて討て」といわれた。それぞれ印綬を授かつて將軍となった。」と、ヤマト王権の全国進出の様子が語られている。『常陸国風土記』では、六国の成立の話として、崇神天皇から成務天皇の各期に、「古老の相伝ふる旧聞」説話としてみられる。新治郡の条には「昔、美麻貴の天皇の馭宇しめし世(崇神天皇)、東の夷の荒ぶる賊俗、阿良夫流爾斯母乃という。を平討けむとして、新治の国造が祖、名は比奈良珠命といふを遣わしき。」とあり、行方郡の条には「東の垂の荒ぶる賊を平むけむと為て、建借間命即ち此は那珂国造が初祖なり。を遣しき。」がみえる。建借間命は、軍士を率いて安婆(浮島)の島について、国栖を討つために船を連ね、筏を組んで攻めている。この記述を裏づけるように、浮島はもとより、霞ヶ浦周辺には四世紀の古墳が点在し、六世紀には、北九州に見られる横穴式石室に裝飾された古墳や、横穴墓が現れる。このことで九州の多氏との関連が指摘されている。

孝徳朝時代の常陸国の成立と、建評(郡)の記述は、六国から十二評、十一郡の成立経過が多珂郡の条にみられる。この流れは、ヤマト王権が軍事的基盤として確立した、地方豪族の支配権の統合を示すもので、領域的支配の実現過程がみられるものである。そのなかで、カシマの神と神郡の成立が、我妻の国時代から継承して成立させているのも、地方豪族の支配の中で、中央とのかかわりを表していると思われる。

また、『常陸国風土記』には、郡家・駅家の存在が示されている。蝦夷対策の最前線にある常陸国にとつては、新設される道と駅家の役割は重要で、「榎の浦の津あり。便ち、駅家を置けり。東海の大道にして、常陸路の頭なり。」(信太郎)と養老二年(七一八)に設置されたとされる「常陸路」について示され、北上する、那珂郡・久慈郡・多珂郡の各条に「駅家あり」の記載があり、養老二年から、蝦夷対策が休息する弘仁三年まで運用されていたことが分かる。常陸路・駅家関連の調査は、少しずつ明らかになってきているが、日上市長者山遺跡(藻島駅家推定地)では、道路

跡の東に並行して、八世紀前半から後半の掘立柱建物群がみられ、九世紀後半からは多珂郡郡家の別院として礎石立の倉庫群が確認されたことで、『長者山官衙遺跡及び常陸国海道跡』として国指定史跡になっている。

本書は、「東国古代遺跡研究会」第七回大会で行った『常陸風土記』の世界―古代社会の形成―の成果をまとめたものである。大会会場として鹿島神宮参集殿を提供していただいた。鹿島神宮宮司鹿島則良氏、当研究会の企画を快くお引き受けいただいた高志書院の濱久年氏および関係者の方々に心からお礼申し上げます。

二〇二四年十月吉日

阿久津久